

大和市告示第67号

大和市民農園事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市民農園事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市民農園事業実施要綱（平成22年大和市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「、所在地等」を「及び所在地」に改める。

別表第1泉の森の項を削り、同表所在地の欄を次のように改め、同表面積（㎡）の欄を削る。

所在地
大和市下鶴間1523番1ほか
大和市つきみ野三丁目2番2
大和市中心林間西一丁目4254番15
大和市中心林間西一丁目4268番1ほか
大和市下鶴間1786番15
大和市下鶴間2983番1
大和市深見西八丁目573番4ほか
大和市桜森二丁目143番18
大和市桜森一丁目114番1
大和市中心一丁目497番3
大和市中心七丁目319番39ほか
大和市深見3564番1ほか
大和市上和田1011番1
大和市代官一丁目14番15
大和市上和田2731番1ほか
大和市福田四丁目7番4ほか
大和市福田四丁目7番5
大和市福田51番2ほか
大和市福田971番1

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。